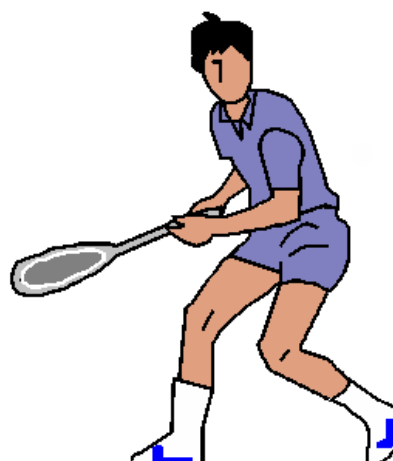
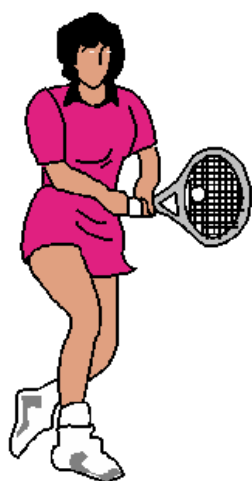


# 野庭団地スポーツ広場 利用のしおり



2005.3.20

2009.5.24 改訂

2010.3.21 改訂

2012.2.21 改訂

2017.1.22 改訂

2021.5.29 改訂

野庭団地スポーツ広場管理運営委員会

## 環境

野庭団地スポーツ広場は野庭団地の南端にあり、緑に囲まれた自然豊かな環境が自慢です。  
利用者は、この環境の中でスポーツをとおして、健康を維持し、友達の輪を広げる事が出来ます。

## 利用者

横浜市民であり、下記の条件を満たす人が利用できます。

野庭団地連合自治会の会員

野庭団地住宅管理組合連絡協議会加入住宅の住人

野庭住宅連合自治会の会員

野庭睦町内会の会員

または上記の会員を代表者とする利用グループに属している人

更に、大切な条件として、この広場は利用者による自主運営を行っていますので、広場の運営に積極的に参画頂ける意志のある人でなければなりません。

## 利用方法(概要)

- (1) 利用希望者は2名以上からなるグループを結成し、予め「野庭団地スポーツ広場管理運営委員会」に登録してください。
- (2) 利用日時の決定は、利用申請に基づいて運営委員会が公平に行います。(原則として毎月の最終日曜日に翌々月分の利用者を決定する。)
- (3) 利用者は管理協力金を運営委員会に納入してください。
- (4) 利用に際して、運営委員会から指示がある場合はそれに従ってください。
- (5) 広場内における傷害、病気などによる損害に対して野庭団地スポーツ広場管理運営委員会および野庭団地連合自治会は、一切の責任を負わないことを了解の上で利用してください。

利用方法の詳細は、野庭団地スポーツ広場運営要領 (7 頁以降)を参照ください。

## 利用者の拡大への想い

私たちは、野庭団地スポーツ広場を利用者のボランティア精神による自主管理という方針で運営しています。すばらしい環境をなるべく多くの方々に利用して頂きたいとの思いはありますが、一方で施設の管理責任をいかに果たすかという課題にも応えなければなりません。

自主管理によって得られている「利用者間の協力精神、親睦の増進」という大きな宝と、「非常に少ない運営費用」というメリットを維持しながら、利用者の枠を拡大する方策について悩みながら前向きに考えていきたいと思っています。

### 野庭スポーツ広場概要

1. 名称:野庭団地スポーツ広場
2. 住所:横浜市港南区野庭町668-3
3. 競技可能種目:テニス他
4. 利用対象者:横浜市民
5. 管理者:野庭団地連合自治会

## 野庭団地スポーツ広場管理運営委員会会則

(名称および事務局)

第1条 本会は野庭団地スポーツ広場管理運営委員会(以下本会という)と称し、事務局を野庭団地内に置く、

(目的および事業)

第2条 本会は野庭団地スポーツ広場を地域住民の公平なる利用に供し、当該施設の円滑なる管理運営を目的として、次の事業を行う、

1. スポーツ広場の利用調整
2. スポーツ広場の管理協力費の収納
3. スポーツ広場の通常の維持管理
4. その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 本会は次の委員をもって構成する。

1. 連合自治会、自治会および管理組合等の代表
2. 野庭団地体育指導員連絡協議会の代表
3. 野庭団地青少年指導員連絡協議会の代表
4. 野庭団地老人クラブ連合会の代表
5. 利用者代表
6. その他委員会が必要と認めたもの

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 常任委員 若干名
4. 会計 1名
5. 監事 2名

(役員を選出)

第5条 会長、副会長、常任委員、会計および監事は委員の互選によりこれを選出する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 常任委員は会務のほか、スポーツ広場の利用調整事務を担当し、処理する。
4. 会計は本会の経理事務を行う。
5. 監事は本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2) 役員に欠員が生じた時は補充することができる。
- 3) 補充により就任した役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(委員会)

第8条 委員会は必要に応じ、会長が招集し、議長となる。

- 2) 委員会は会則の改廃並びに運営上の問題点について、審議決定する。
- 3) 委員会は委員の過半数の出席により成立し議事は出席委員の過半数をもって決する。

(管理運営)

第9条 スポーツ広場の運営に関し、その申し込み方法、使用等の詳細については、別に定める使用(運営)要綱に基づき取り扱うものとする。

(会計)

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(付則)

第11条 この会則は昭和59年10月1日から施行する。

2) 昭和59年度に限り、会計年度を10月1日より翌年3月31日とする。

## スポーツ広場使用(運営)要綱

野庭団地スポーツ広場管理運営委員会

### (目的および設置)

第1条 地域住民が運動を通じ、その心身の健全な育成を図るため、野庭団地スポーツ広場(以下広場という)を設置し、広場の安全で秩序ある使用を図るため、この要綱を定める。

### (対象)

第2条 この広場の利用者は、前条の目的に従い、事前に管理運営委員会に登録し、指導者または責任者が引率する団体、グループとする。

### (使用種目)

第3条 広場の使用者の利用種目は次に定めるものとする。

1. テニス
2. バレーボール
3. バasketボール
4. ゲートボール
5. その他上記競技に類似したもの、他管理運営委員会が認めたもの。

### (使用時間および使用制限)

第4条 使用の制限および使用時間を次のとおり定める。

1. 使用期間中において、改良工事およびコート状態不良と認められる場合は、その使用を禁止する。
2. 使用時間は原則として、午前7時から午後7時までとする。
3. 1回の使用時間は2時間単位とし、1日1回コートの使用を限度とする。ただし、野庭団地スポーツ広場管理運営委員会(以下運営委員会という)が必要と認めた場合はこの限りではない。

### (使用の申し込み)

第5条 広場を使用しようとする者は事前に所定の申請書により、運営委員会に申し込むものとする。

### (使用の決定)

第6条 運営委員会は毎月最終日曜日に翌々月分の使用者を抽選により決定する。

### (使用の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、連合自治会、自治会、またはこれに準ずる公的団体が実施する公的行事で、運営委員会が認めた場合は優先して使用することが出来る。

### (使用料および管理協力費)

第8条 使用料は、第1条の目的により無料とする。

ただし、管理協力費として、1コート1回の使用(2時間)につき1,000円を納付するものとする。

### (管理協力費の返還)

第9条 既納の管理協力費は返還しない。

ただし、使用者に理由なく、雨天等で使用が不能となった場合はこの限りでない。

### (使用の承認および不承認)

第10条 使用の承認および不承認は次のとおりとする。

1. 第5、6条により使用が決定した者については、管理協力費の納付と引き換えに、運営委員会が使用承認書を発効する。
2. 承認を受けた使用者は、使用の条件を遵守しなければならない。これを守らない者については以後の使用を禁止することがある。

(使用の条件)

第11条 使用の承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 使用承認書を携帯すること。
2. 使用時間を厳守すること。
3. 広場内は原則として、運動靴を使用すること。
4. 広場内での喫煙および飲食は所定の場所以外ではしないこと。
5. コート使用後は規定の時間内に必ず清掃し、使用した用具は所定の保管場所へ返納すること。
6. 当日最後の使用者は、清掃し用具のかたづけの最終確認をし、施錠すること。
7. 使用の承認を受けた者は、これを第三者に転貸してはならない。

(免責)

第12条 広場内で起きた負傷、病気およびその他の事故等により生じた損害については、運営委員会は一切の責任を負わない。また遺失物についても同様とする。

(要綱の改廃)

第13条 本要綱の改廃は常任委員全員の一致によるものとする。

(付則)

第14条 この要綱は昭和59年10月1日から施行する。

# 野庭団地スポーツ広場運営要領

野庭団地スポーツ広場管理運営委員会

## 1 目的

本要領は野庭団地スポーツ広場使用(運営)要綱に基づき、実施上の細部について規定する。

## 2 使用団体(グループ)の登録

スポーツ広場を使用する者は、予め「野庭団地スポーツ広場使用登録書」に必要事項を記入し、野庭団地スポーツ広場管理運営委員会に登録しなければならない。

### 2.1 登録の条件

登録に際しては、以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 野庭団地地域及び近隣の住人であり、2名以上からなるグループであること。
- (2) 当スポーツ広場を明らかに使用しない者、使用できない者を登録することはできない。
- (3) グループ責任者一名を定めること。
- (4) スポーツ広場の利用者は唯一のグループの唯一の構成員でなければならない。  
(同一人を複数のグループの構成員にすること、また同一人を同一グループの複数の構成員にすることはできない)
- (5) グループの責任者は、次項で規定する管理ブロックを構成する自治会・町内会の構成員であり、現にスポーツ広場を使用する者でなければならない。  
(管理ブロックに属さない者、スポーツ広場を使用しない者が責任者になることは認められない)
- (6) グループの責任者は、当スポーツ広場の使用ルールを熟知し、構成員に周知、指導を行わなければならない。
- (7) グループ構成員は44名以内とする。
- (8) グループ構成員が10名を超える場合は、構成員数を10で除した商(小数切り上げ)のサブグループに分割することができる。  
(サブグループの表記名は分割前の表記名にサブグループ識別子(A,B,C等を等)を付す)
- (9) 登録は年度初めに行う。中途での追加登録、変更は随時認める。登録内容に変更が生じた場合は速やかに届けでること。

## 3 管理ブロック

管理運営を円滑に行うため、表-1 掲げる管理ブロックを設定する。各管理ブロックは代表者を選任し「野庭スポーツ広場ブロック代表登録証(兼)鍵借用証」により、管理運営委員会に届け出なければならない。管理ブロックの代表者は受け持ち地域の窓口として、スポーツ広場の管理運営に協力するものとする。

## 4 使用申請と許可

使用者の決定は、原則として使用する月の前々月の最終土曜日に行う。これに先立って使用希望者は「野庭団地スポーツ広場使用申請書」に必要事項を記入し、決定日までに管理ブロックの代表者に届け出る。使用者の決定はブロック代表の立会いの下で抽選により行う。

### 4.1 申請数の制限

同一グループまたはサブグループは1回の申請時に4通を超える申請書を提出してはならない。

### 4.2 使用時間の制限

同一グループまたはサブグループは一日に一回(2時間)しか使用できない。

### 4.3 抽選の方法

抽選日の午前10時10分までに持ち込まれた申請書のすべてについて、内容チェックのうえ整理番号を与える。

整理番号に対応した番号札を無作為に抽出する方法より、使用日割当の優先順序を決める。割当の優先順序に従って、申請書に記載された日付、時間帯の中から優先順位の高い日時を割り当てる。申請書に書かれた希望日時がすべて割当済の場合、その申請者には割り当てられない。

申込書に矛盾がある場合、

- 日付と曜日が不一致 : 曜日を優先する。
- 希望順序が判別出来ない : 希望日は上から順に優先とし、時刻は左から順に優先する。

#### 4.4 管理協力費の納付と使用承認書の発行

使用日時の決定した者には管理協力費の納入と引き替えに「野庭団地スポーツ広場使用承認書」を発行する。

管理協力費は1回の使用につき、1,000円とする。

#### 4.5 再割当

毎月の抽選日に、翌月分の空き時間帯の再割当を行う。

再割当は2つの方法(再割当①、再割当②)で実施する。

再割当①は再割当②に先立って行う。

(1)再割当①の方法等は、4.1、4.2、4.3、4.4に準ずる。但し、4.2の使用時間には本抽選実施前の使用時間を算入しない。

(2)再割当②の方法等は、4.3、4.4に準ずる。4.1、4.2の制限は適用しない。

(3)空き時間帯は予め各ブロックに通知する。(運営委員会への電話による問い合わせはできない)

#### 4.6 現地割当

前項による再割当完了以降、スポーツ広場に掲示した公式予定表の空き時間帯に下記により予約表示することにより、割当することが出来る。

(1)空き時間帯全てに1グループ2回に限り予約表示することができる。但し、当日の予約を当日書き込む場合に限り回数制限の対象としない。

(2)上記において、同一日時にA、B両方のコートを占有する予約は、当日の1週間後の同曜日以降は認めない。

(3)予約記載と合わせて、「現地予約申込書」に必要事項を記載し提出すること。

(4)割り当て時間は1時間単位とする。

(5)(1)に関し、通常予約と当日分予約を区別するため、前者は黒色油性ボールペン、後者は赤色ボールペンで記入すること。

(6)管理協力費は1時間当たり500円とする。

(5)予約表示後は、いかなる方法でもその予約を取り消すことはできない。

#### 4.7 抽選結果へのクレーム

抽選結果に疑義がある場合は、ブロック代表を通して問い合わせを行う事ができる。

ただし、抽選結果の変更については、その理由の如何を問わず原則として受け入れない。

抽選の結果表記が使用承認書と割り当て一覧表で誤記等により矛盾が生じた場合は、割り当て一覧表の表記を優先する。

#### 4.8 管理協力費の返済

使用を承認された日時において、雨天などやむを得ない理由により使用できない場合は、使用承認書に事由を明記して、納付した管理協力費の返済を求めることができる。

### 5 スポーツ広場の鍵の管理および施錠方法

スポーツ広場の鍵は表-1のブロックに1個ずつ貸し与える。鍵の管理および使用方法は以下の条件の下に各ブロックに委ねる。



- (1) 鍵の管理はブロックを構成する自治会/町内会組織の責任において行うこと。
- (2) 鍵の複製をする場合は必要最低数とし、ブロック構成員以外に所持させないこと。
- (3) 鍵を紛失した場合は直ちに運営委員会に届け出ること。
- (4) スポーツ広場使用後は次の使用者の有無を確認し、使用者がない場合はすべての施錠箇所の施錠を確実にすること。

## 6 使用時間帯

スポーツ広場の使用時間は表-2 による。

## 7 施設および用具の整備

スポーツ広場の利用者は、使用する施設・用具の保全、整備に努めること。

整備活動への参加は管理協力費の納付と合わせて当スポーツ広場の運営に不可欠であり、利用者の責務である。

- (1) 使用者は使用する前後に、使用する施設、用具の点検を行い、破損・紛失等異常を発見した際には運営委員会に通報すること。
- (2) 運営委員会が主催する整備活動(コート整備日)を原則として毎月最終土曜日に行う。整備活動は 4 月から 9 月は午前 9 時から 11 時、その他の月は午前 10 時から 12 時に行う。4 月から 9 月に限り、当日が雨天の場合は翌週に順延する。本整備活動には利用者全員の参加が求められる。コート整備日の作業が終了した後は、参加者はプレーすることが出来る。雨天で整備を中止した当日、天候の改善で利用可能になった場合は、現地予約が適用される。

### 改訂記録

- 2009.5.24 4.7 項 追加、様式 1,3,4,5 一部変更  
 2016.5.28 4.3 項、7(2) 変更  
 2017.1.22 4.5、4.6 項一部変更  
 2019.11.24 4.6 項(1)変更  
 2021.3.22 2、4、5、7 項他変更  
 2021.5.29 7(2)変更

### 割当方法まとめ

項	割当区分	割当日	割当方法	申請制限/ グループ	割当時間の制限/グループ
1	新規割当	使用月の 2 カ月前の 最終土曜日	抽選	申請書 4 枚まで	1 日 2 時間まで/月 8 時間まで
2	再割当	使用月の 1 カ月前の 最終土曜日	抽選	申請書 4 枚まで	1 日 2 時間まで/月 8 時間まで
3				再割当 ②	なし
4	現地割当	公式予定表揭示後随時	先着順	月 2 回まで かつ下記を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1 週間以内*は AB 両面予約可能</li> <li>● 上記以外は AB いづれか 1 面のみ</li> </ul> 当日分の当日予約には上記制限を適用しない	

\* 1 週間以内とは、現地割当書き込みをする日から 1 週間後の同一曜日まで

表-1 管理ブロック

項	ブロック名	項	ブロック名
1	野庭団地第 1 自治会	14	野庭住宅第 1 自治会
2	野庭団地第 2 自治会	15	野庭住宅第 2 自治会
3	野庭団地第 3 自治会	16	野庭住宅第 3 自治会
4	野庭団地第 4 自治会	17	野庭住宅第 4 自治会
5	野庭団地第 5 自治会	18	野庭住宅第 5 自治会
6	野庭団地第 7 自治会	19	野庭睦町内会
7	野庭団地第 8 自治会	20	野庭団地第 15 管理組合
8	野庭団地第 9 自治会	21	野庭団地第 20 管理組合
9	野庭団地第 10 自治会		
10	野庭団地第 12 自治会		
11	野庭団地第 13 自治会		
12	野庭団地第 14 自治会		
13	野庭団地第 16 自治会		

表 -2

使用時間帯

項	時間帯	備考
1	7 時～9 時	
2	9 時～11 時	
3	11 時～13 時	
4	13 時～15 時	
5	15 時～17 時	
6	17 時～19 時	季節によっては日照が不足することがあります

登録番号  
登録日

## 野庭スポーツ広場使用登録書

街区:	ブロック名:
責任者名:	責任者住所: 野庭町 Tel
サブグループ分割: <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	主な利用種目: <input type="checkbox"/> テニス <input type="checkbox"/> バレーボール <input type="checkbox"/> ゲートボール

グループ構成メンバー(責任者名も記入する、スポーツ広場を使用しない者は登録できない)

項	サブグループ記号	氏名	住所	*	電話番号
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

\*大人/子供(中学生まで)の区別[子供の場合のみ『小』]

### 使用条件

1. 自主管理の活動に積極的に参加してください。
2. 使用時間を厳守し、使用時間内にコートを整地、清掃をしてください。
3. ゴミ、空き缶、空きビンなどは持ち帰ってください。
4. コートを損傷する行為(自転車の乗り入れ、スパイク等による使用、雨天での使用など)は、絶対にしないで下さい。(雨天で使用出来なかった場合、協力金を返済します。)
5. 野庭スポーツ広場の設備用具類を傷つけたり、なくしたりした場合は、元通りに修復するか損害を弁償していただきます。
6. 広場内で起きた負傷、病気およびその他の事故等により生じた損害については、当管理運営委員会は一切の責任を負いません。
7. 自動車の使用は、グループ/サブグループ当たり3台以下として下さい。
8. 承認を受けた使用者が使用条件を守らない場合は、以後の使用を禁止することがあります。

野庭スポーツ広場は利用者による自主管理で運営されています。

## 野庭スポーツ広場使用登録書 2

グループ構成メンバー(責任者名も記入する、スポーツ広場を使用しない者は登録できない)

項	サブグループ記号	氏名	住所	*	電話番号
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					

\*大人/子供(中学生まで)の区別[子供の場合のみ『小』]

### 使用条件

1. 自主管理の活動に積極的に参加してください。
2. 使用時間を厳守し、使用時間内にコートの整地、清掃をしてください。
3. ゴミ、空き缶、空きビンなどは持ち帰ってください。
4. コートを損傷する行為(自転車の乗り入れ、スパイク等による使用、雨天での使用など)は、絶対にしないで下さい。(雨天で使用出来なかった場合、協力金を返済します。)
5. 野庭スポーツ広場の設備用具類を傷つけたり、なくしたりした場合は、元通りに修復するか損害を弁償していただけます。
6. 広場内で起きた負傷、病気およびその他の事故等により生じた損害については、当管理運営委員会は一切の責任を負いません。
7. 自動車の使用は、グループ/サブグループ当たり3台以下として下さい。
8. 承認を受けた使用者が使用条件を守らない場合は、以後の使用を禁止することがあります。

野庭スポーツ広場は利用者による自主管理で運営されています。

## 野庭スポーツ広場ブロック代表登録証（兼）鍵借用証

野庭団地スポーツ広場管理運営委員会殿

野庭団地スポーツ広場のブロック代表として下記の者を任命しましたので登録します。  
また、スポーツ広場の鍵一個を借用致します。

任期： 令和 年 6 月 1 日から 1 年間

ブロック名： \_\_\_\_\_ [例:公社第一、住宅第三等]  
ブロック代表者名： \_\_\_\_\_ 印  
住所： \_\_\_\_\_ Tel： \_\_\_\_\_

自治会名等： \_\_\_\_\_ [自治会、管理組合の名称]  
自治会等の代表： \_\_\_\_\_ 印  
住所： \_\_\_\_\_ Tel： \_\_\_\_\_

### ブロック代表の役割

ブロック代表は、所属する自治会、町内会または管理組合内のスポーツ広場利用者の代表として以下の事項を中心にスポーツ広場の管理運営に協力していただきます。

1. ブロック内の利用申請書を取りまとめて、抽選会に参加する。
2. 利用抽選の結果、運営委員会からの連絡事項などをブロック内の利用者に伝達する。
3. ブロック内の利用グループの増減を把握し、必要に応じて運営委員会に報告する。
4. スポーツ広場の整備作業へのグループ員の動員を行う。
5. スポーツ広場の鍵の管理を行う。
  - ① 鍵の複製をする場合は必要最低数とし、ブロック構成員以外に所持させないこと。
  - ② 鍵を紛失した場合は直ちに管理運営委員会に届け出ること。
  - ③ 鍵の行方を常に把握しておくこと。
  - ④ 借用期限が満了したら直ちに返却すること。

上記ブロック代表の役割を果たせない状況が顕著な場合は、当ブロックがスポーツ広場の使用権を失う等の処置をする場合があります。

# 野庭スポーツ広場使用申請書

新規 再① 再② 整理番号：

野庭団地スポーツ広場管理運営委員会

本申請書は一回の抽選会に一グループ当たり4まで提出できます。(但し、再②の場合は制限なし)

街区	ブロック名:
責任者名:	グループ表記(割当表に記載する名称):

本申請書の提出により、利用規約および委員会通達を遵守することに同意したものと見なします。

使用種目	<input type="checkbox"/> テニス <input type="checkbox"/> ゲートボール <input type="checkbox"/> バレーボール <input type="checkbox"/> バスケットボール
------	--

いずれかに印を付ける

希望日	時間帯					
	7~9	9~11	11~13	13~15	15~17	17~19
月 日 曜日						
月 日 曜日						
月 日 曜日						

## 希望日時の記入方法

- ◆ 希望日を記入する（最大3日まで記入できる）
- ◆ 時間帯の欄に優先順位を全欄の通し番号で指定する。（最大18まで記入可能）
- ◆ 本申請書に書かれた最大18の希望日時の中から、1つの時間だけが割り当てられる。
- ◆ 日付と曜日に矛盾がある場合は、曜日を優先する。その他不明点は、公平性を欠かない範囲で確認する。

.....切り取り線.....

## 野庭スポーツ広場使用承認証（兼）管理協力費領収証

野庭スポーツ広場の使用について、下記の条件を付けて承認します。

使用日時 : 令和 年 月 日 曜日 時から 時まで  
使用コート : A B

スポーツ広場周辺の路上は駐車禁止です

## 使用条件

- ◆ 自主管理の活動に積極的に参加すること。
- ◆ 使用時間を厳守し使用時間内にコートの整地、清掃をすること。
- ◆ ゴミ、空きカン、空きビン、不要ボールなどは収集し、持ち帰ること。
- ◆ 雨天等でコートを損傷するおそれがある場合は、使用しないこと。(この場合、本票を持参すれば協力金を返済する)
- ◆ 野庭スポーツ広場の設備用具類を傷付けたりなくした時は、元通りに修復するか損害を弁償すること。
- ◆ 広場内で起きた負傷、病気およびその他の事故等により生じた損害については、管理運営委員会は一切の責任を負わない。
- ◆ 自動車の使用は、グループ当たり3台以下とする。
- ◆ 承認を受けた使用者が使用条件を守らない場合は以後の使用を禁止することがある。

## 領収証

街区 殿  
金 1,000 円也 正に領収致しました。

但し野庭スポーツ広場管理協力費として

野庭団地スポーツ広場管理運営委員会

印

